

藤沢市社会教育委員の委嘱について
次の者を藤沢市社会教育委員に委嘱する。

2014年（平成26年）6月26日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出 区分	新任 再任 の別	備考
はぎわら かずひろ 萩原 和裕			学校教育 関係 者	新任	藤沢市立 中学校長会
うめもと ゆうこ 梅本 祐子			学校教育 関係 者	再任	藤沢市立 小学校長会
さきはら てつや 笹原 哲也			学校教育 関係 者	再任	鎌倉湘南地 区県立高等 学校長会
おさだ さちお 長田 祥男			社会教育 関係 者	再任	文化関係 団体
なかみぞ あきら 中溝 章			社会教育 関係 者	新任	スポーツ 関係団体
たけなか しょうこ 竹中 翔子			社会教育 関係 者	再任	市民活動 関係団体

氏名	生年月日	住所	選出 区分	新任 再任 の別	備考
ちかざわ かずみ 近澤 和美			社会教育 関係 者	新任	青少年 関係団体
いちむら あんな 市村 杏奈			家庭教育 関係 者	新任	P T A
いざわ しょうじ 伊澤 昭治			家庭教育 関係 者	再任	民間 保育園
きむら よりこ 木村 依子			家庭教育 関係 者	再任	子育て 関係団体
くりす じゅん 栗栖 淳			学識 経験者	再任	大学教授
さとう ちづ 佐藤 千津			学識 経験者	再任	大学准教授
あべ ともゆき 阿部 友行			学識 経験者		公募
いながわ ゆか 稲川 由佳			学識 経験者		公募
まるやま のぶよし 丸山 修由			学識 経験者		公募

2 任期

2014年(平成26年)7月1日から2016年(平成28年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市社会教育委員が2014年（平成26年）6月30日をもって任期満了となるため、社会教育法第15条第2項並びに藤沢市社会教育委員に関する条例第2条及び第3条の規定により、新たに委員を委嘱する必要がある。

参 考

社会教育法 抜粋

（社会教育委員の設置）

第15条

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

藤沢市社会教育委員に関する条例 抜粋

（委員の定数等）

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別の理由があるときは、任期中でも解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。